

大蔵委員会議録第二十二号

昭和三十一年三月二十三日(金曜日)

午前十一時二十八分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事小山 長規君 理事高見 三郎君

理事藤枝 泉介君 理事石村 英雄君

理事春日 一幸君

浅香 忠雄君 生田 宏一君

大平 正芳君 奥村又十郎君

加藤 高藏君 川島正次郎君

杉浦 武雄君 竹内 俊吉君

内藤 友明君 中山 榮一君

福田 赳夫君 保利 茂君

坊 秀男君 星島 二郎君

前田房之助君 山本 勝市君

山村新治郎君 有馬 輝武君

木原津與志君 竹谷源太郎君

平岡忠次郎君 横銭 重吉君

横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 山手 満男君

大蔵事務官 宮川新一郎君

(主計局次長)

大蔵事務官 正示啓次郎君

(管財局長)

大蔵事務官 石田 正君

(為替局長)

通商産業事務 板垣 修君

官(通商局長)

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

三月二十三日

委員古川丈吉君及び山本勝市君辞任につき、その補欠として星島二郎君

及び横川重次君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十二日

税理士法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四三三号)

同日 中小企業等協同組合法の一部改正に

関する請願(伊藤卯四郎君紹介)(第

一五二三号)

純粋果実水に対する物品税撤廃に關

する請願(關谷勝利君紹介)(第一五

二七号)

旧豊川海軍工廠跡の地価引下げに關

する請願(八木一郎君紹介)(第一五

八七号)

旧外貨債の有効化に關する請願(中

川俊思君紹介)(第一五八八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

補助金の臨時特例等に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

三八号)

特定物資納付金処理特別会計法案

(内閣提出第六〇号)

国有財産法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一一八号)(參議院送

付)

國際金融公社への加盟に伴う措置に

關する法律案(内閣提出第二九号)

税理士法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四三三号)

○松原委員長 これより會議を開きま

す。

昨二十二日當委員會に審査を付託さ

れました税理士法の一部を改正する法

律案を議題として審査に入ります。

まず政府側より提案理由の説明を聴

取いたします。大蔵政務次官山手満男

君。

税理士法の一部を改正する法律案

税理士法(昭和二十六年法律第二

百三十七号)の一部を次のように改

正する。

第二章中「登録税」を削る。

第四条第七号中「税理士の登録を

取り消され、若しくは税務代理士の

許可を取り消され、又は税務代理士

会から退会処分を受けた者」を「税

理士の登録を取り消された者」に、

「これらの処分」を「当該処分」に改

め、同条第八号中「公認会計士」の

下に「若しくは会計士補」を加え、「業

務を禁止され、若しくはその」を削

る。

第五条第一項第六号中「公認会計

士」の下に「会計士補」を加える。

第二十三条第一項中「認めるとき

は」の下に「第二十一条第二項の規

定により登録申請書の副本の送付を

受けた日から一月以内に」を加え

る。

第二十四条第一号中「公認会計士」

の下に「会計士補」を加える。

第三十三条第一項中「所得税法(昭

和二十二年法律第二十七号)」の下に

「第三十一条」を加え、「第二十六条

の三」を「第二十六条の四から第二

十六条の九まで」に改め、同条第五

項中「第四十条」を「第七十二条の

三十五」に改め、同条の次に次の一

条を加える。
(計算事項等を記載した書面の添
附)
第三十三條の二 税理士は、所得税
法第二十六條、第二十六條の二若
しくは第二十九條第一項から第三
項まで、法人税法第十八條若しく
は第二十一条から第二十二條の五
まで又は相続税法(昭和二十五年
法律第七十三号)第二十七條若し
くは第二十八條の規定による申告
書を作成したときは、当該申告書
の作成に關し計算し、整理し、又
は相談に應じた事項を大蔵省令で
定めるところにより記載した書面
を、当該申告書に添附することが
できる。
2 前条第二項及び第三項の規定
は、前項の書面について準用す
る。
第三十四條第一項中「青色申告書
の提出を認められてゐる者」を「所
得税法第二十六條、第二十六條の二
若しくは第二十九條第一項から第三
項まで、法人税法第十八條若しくは
第二十一条から第二十二條の五まで
又は相続税法第二十七條若しくは第
二十八條の規定による申告書を提出
した者」に改め、同条第二項を削
る。
第三十五條中(昭和二十五年法律

第七十三号)を削り、同条を同条第
二項とし、同条に第一項として次の
一項を加える。
第三十三條の二第二項に規定す
る書面が添附されてゐる申告書に
ついて所得税法第四十四條第一項
(同条第五項において準用する場合
を含む)若しくは第六項、法人
税法第二十九條若しくは第三十一
條若しくは相続税法第三十五條第
一項、第三項若しくは第四項の規
定による更正又は法人税法第三十
條の規定による決定をすべき場合
において、当該書面に記載された
ところにより当該更正又は決定の
基因となる事実につき税理士が計
算し、整理し、又は相談に應じて
いると認められるときは、税務署
長(当該更正又は決定が国税庁又
は国税局の当該職員調査に基
てされるものである場合において
は、国税庁長官又は国税局長)
は、当該税理士に対し、当該事実
に關し意見を述べる機会を与えな
ければならない。ただし、申告書
及びこれに添附された書類の調査
により課税標準、純損失の金額、
雑損失の金額、欠損金額若しくは
税額の計算について法令の規定に
従つていないことが明らかである
こと又はこれらの額の計算に誤が
あることにより更正又は決定を行
う場合には、この限りでない。
第三十五條に次の一項を加える。
3 前二項の規定による措置の有無

第一類第五号 大蔵委員會議録第二十二号 昭和三十一年三月二十三日

は、所得税法、法人税法又は相続税法の規定による更正若しくは決定又は審査の決定の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

第四十三条中「公認会計士」の下に「会計士補」を加える。

第四十六条第一項中「この法律又は」を「第三十三條の二の規定による書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは」に改める。

附則第三十項以下を七項ずつ繰り下げ、附則第二十九項の次に次の七項を加える。

30 昭和三十一年七月一日から五年間に限り、第六條の規定による税理士試験のほか、特別な税理士試験を行う。

31 次の各号の一に該当する者は、前項の規定による税理士試験を受けることができる。

一 もつぱら国税又は地方税に関する行政事務に従事した期間が通算して二十年以上で政令で定める行政事務の区分に応じ政令で定める年数以上になる者

二 計理士又は会計士補でこれらの者の業務に従事した期間が通算して十年以上になる者

32 第三十項の規定による税理士試験は、試験委員が、政令で定めるところにより、租税又は会計に関する実務について行う。

業務に従事した年数を参照して定めることができる。

34 第三十項の規定による税理士試験は、第三條第一項並びに第十三條第四項及び第五項の規定の適用については、第六條の規定による税理士試験とみなす。

35 第九條の規定は、第三十項の規定による税理士試験について準用する。

36 前五項に定めるもののほか、第三十項の規定による税理士試験の実施に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

○山手政府委員 ただいま議題となりました税理士法の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明を申し上げます。

この法律案は、税理士の業務運営の適正化をはかるため、税理士が所得税、法人税等の申告書を作成した場合に、税理士が申告書作成に際して計算し、または整理した事項等を記載をし、得類を添付することができ、これを創設するとともに、今後五年間に限り、一定年数以上実務経験を有する計理士、税務職員等について、一般の税理士試験にかえて、特別な税理士試験によつて税理士となる資格を与えることとする等のため所要の改正を行おうとするものであります。

以下改正案の内容につきまして簡単に御説明を申し上げます。

まず、税理士が所得税、法人税等の申告書を作成した場合に、その申告書

作成に関し、計算し、整理し、または相談に應じた事項を記載した書面を添付することができ、この制度を創設しようとしているのでございませう。税理士が税務書類を作成する場合におきましては、単に納税者の作成した決算書に基いて申告書の作成のみの依頼を受ける場合もあり、また税理士が納税者の帳簿書類の内容に立ち入って課税標準となる金額を計算し、これにより税務書類を作成する場合もあり、その形態はいろいろと異なっておりますのでありますが、この際税理士が関与した事項の範囲を明確にしてその責任を明らかにするため、税理士が所得税、法人税等の申告書を作成した場合に、申告書作成に際して計算し、整理し、または相談に應じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、このこととするものと、その申告書について更正または決定をする場合において、その更正または決定の基因となる事実がその添付書面により税理士が計算し、整理し、または相談に應じたものとされていく事項であるとき、税理士に対して意見を述べる機会を与えることとし、これにより税務行政の円滑化に資するとともに、税理士の業務の向上をはかることといたしてゐるのであります。

なお、この制度により税理士に意見を述べる機会を与える措置の有無と更正決定の効力との関係につきまして、上述のような趣旨に顧み、更正決定の効力に影響を及ぼさないものと考へられるのでありますが、この際その旨を法文上明らかにすることとしてゐるのであります。

次に、一定年数以上実務経験を有する計理士または税務職員等について、今後五年間に限り、一般の税理士試験のほかに特別な税理士試験を行うことにより、税理士となる資格を与えることとしようとしているのであります。

現行の税理士法は昭和二十六年七月一日に施行されたものでありまして、同法の施行により、税理士となる資格は原則として試験制度により与えられることとなつたのであります。ただ税理士法施行の際において、経過的措置として、同法施行の日から三月間はお旧税務代理士法による税務代理士の許可の申請をすることができ、その間、これにより実務経験二年以上になる計理士は、その申請によつて税務代理士の許可が与えられ、税務代理士は当然に税理士となる資格が与えられたのであります。また税理士法施行の際において、もつぱら十五年以上国税に関する行政事務に従事した者及び二十年以上地方税の賦課に関する事務に従事した者については、税理士試験委員の認定により、税理士となる資格が与えられたのであります。この際、

当時においてこれらの税理士となる資格についての条件に該当しなかつた計理士または税務職員であつても、すでに相当の年令に達し、実務経験により税理士となる資格があると認められる者について、実務を中心とした特別の税理士試験により税理士となる資格を与えることが適当と考えられますので、今後五年間に限り、特別な税理士試験の制度を設けることとしたのであります。特別な税理士試験を受けることができる者は、このような趣旨及び税理士法施行からすでに五年を経過していること等に顧み、計理士について

は十年以上実務経験を有する者とし、税務職員については二十年以上で、その従事した行政事務の内容により一定の年数以上の実務経験を有する者とするとしておるのであります。

以上のほか、税務官公署の職員が税理士の代理している事項について、納税者にその日時場所を通知して調査する場合に、従来青色申告書を提出している場合に限り、税理士に対しても通知してゐたのでありますが、今回その範囲を拡大し、青色申告書以外の申告書を提出している場合についても通知することとする等、税理士法について所要の規定の整備をはかることとしておるのであります。

以上この法律案につきまして、提案の理由と内容の概要を申し上げますが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願いを申し上げます。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。本法律案に対する質疑は後日に譲ります。

○松原委員長 次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案、特定物資納付金処理特別会計法案、国有財産法の一部を改正する法律案及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案の四法律案を一括議題として質疑を続行いたします。横山利秋君。

○横山委員 特定物資納付金処理特別会計の法案について、政府にお伺いをいたしたいと思ひます。この特定物資の差益金は、どのくらいこの会計法案に関連をして入るわけでありませうか。

○宮川政府委員 十六億円でござい
ます。

○横山委員 その十六億は、これに
よりまず行政措置で入るわけであり
ますが、どういう方法で入ってくるわ
けですか。

○板垣政府委員 この特別会計に入
ります物資は、御承知のようにバナ
ナ、パイナップル・カン詰、時計及び
スジコでございますが、バナナから十
億九千万円、パイナップル・カン詰か
ら一億八千万円、時計から一億五千万
円、スジコから千四百万円、合計十四
億三千九百万円という数字になります
が、三十一年度内に徴収されます額
は、傳當時期と輸入時期との差の関
係上、ただいま申し上げました数字は
大体四分の三が入るといふ計算になっ
ております。しかしながら、三十年度
にただいま申されました行政措置に
よる分が一部入ります。これが大体五億
二千三百万円、合せまして十六億とい
う数字になる計算になっております。

○横山委員 本来一般国民から徴収を
いたしますものは、税によるのが原則
になっておるわけでありまして、この
行政措置によってこれを徴収するとい
う憲法上の根拠というものは、どうい
うふうに理解をいたしたらよろしい
か。

○板垣政府委員 今仰せの通り、税に
類似のものは法律によって取るわけ
であります。御承知のように、バナナ
の輸入につきましては、従来もリンク
制度その他によりまして、これによる
特殊の利潤を日本からの台湾への輸出
と組み合せて消化しておったわけであ
りますが、このリンク制度の実施が、
種々の関係上非常に弊害を生じて参り

ましたので、二十九年度の上半期でこ
れをやめることにいたしました。そう
いたしますと、バナナを片道輸入いた
しますと特殊の利潤を生ずる。これを
このまま放置することは、社会公平の
上から言へば非常におもしろくないと
いうところで、やむを得ず行政措置で
その利潤を徴収するという措置をとつ
た次第でございまして、すぐ引き継ぎ
まして、それを法制化するために前回
会におきまして法案を提出した次第で
ございまして、これが審議未了になりま
した結果、その行政措置の分を繰り入
れることになりました。今回もこの
法律案が通りますれば、これを法制化
したいという考えでおるわけござい
ます。

○横山委員 私の質問しておる点は、
その行政措置によって取るということ
について、これは強制力を持つておる
のであります。これは行政措置であ
りますが、行政権で強制をしたわけ
はございませんで、業者との一種の契
約、承諾によって実施をした次第で
ございまして。

○横山委員 契約と申しましたが、実
際問題としては、それは相当の強制力
を持つておるわけでありまして。強制力
を用いて、結局は徴収をいたしますの
に行政運用においてこれをやるという
ことに根本的な矛盾があると思つた
のであります。もしその矛盾を門外に
いたしますと、話し合いによつてこ
の徴収の金額を上下する、ないしは政
治情勢ないしは経済情勢の客観的要素
を加味をいたしまして、その金額が
上ったり下ったりする、こういう可能

性があると存じますが、その点はいか
がですか。

○板垣政府委員 それは、そのときの
経済情勢によつて上ったり下ったりす
るわけでありまして、それは業界の内
部によつてそういう処置をとつたわけ
でございまして。いずれにいたしまして
も、行政措置は非常に異例な措置で
ございまして、できるだけ早くやめた
いというところで、法律案を御審議を
願つておる次第でございまして。

○横山委員 バナナ、パイナップル、
スジコ等々がこういう行政措置によつ
て適当に額がきめられて、適当に政府
に徴収され、それがまた国家収入の源
泉としてそこから得られるということ
については、非常に私は今後に及ぼす
悪影響というものを感ぜざるを得ない
わけですが、本来これを行政措置のほかに
やる方法は、ほんとうにないのかど
うか、お考えになったことがございま
すか。

○板垣政府委員 行政措置以外でやる
としますれば、方法はないわけござい
ます。結局台湾との輸出に結びつけ
るという以外方法はないわけござい
ますが、これは非常な弊害を生じます
のと、このバナナの見返りで従来出て
おりました雑貨類等は、必ずしもバナ
ナあたりに結びつけなくても、正常輸
出で出るようになりまして、その
ために、どうしても弊害の多いリンク
制度はやめるといふことになりまし
と、バナナの輸入量を非常にうんとふ
やしますれば別であります。これは
通商協定の関係上、バナナその他の物
資が特殊な関係からして、急にふやす
こともできない。そうしますと、数量
は制限されている結果、必然的にある

特殊の利潤が出る。従つて、法律がで
きます前の緊急やむを得ざる措置と
いたしまして、行政措置で徴収をした
次第でございまして。

○横山委員 行政措置でやむを得な
かつたとおっしゃるのであります。こ
れは最初のうちから考えておれば、
そういうことにはならないと思つたわ
けであります。ところで一月六日ごろ、
一コリがたしか六千五百円程度であつ
たものが、三月十日ごろになると七千
九百円というふうに、バナナが相当の
値上りをしてゐるわけでありまして。こ
ういふようなやり方を今後どういふ
うに政府としてはされるのか。今回の
措置によつてバナナがドンドン高騰し
ていく。そして今回全販連が契約をい
たしました金額については、予想外に
高い。そしてその間とかくの問題が
出て、すでに商工委員会においても参
考人を呼んで議論がされておるわけ
であります。従つて、単にこの法律上の
問題をきめても、実際問題としてはバ
ナナがどんどん高くなつて、さらにそ
の差益がたぐさんになつて、その間
いふようなトラブルがそこになつて、複
雑な問題が生じて、まずい問題が出て
きておる。その点について政府側として
は、その根本的な解決の対策を考へて
おられるかどうか、この点をお伺い
いたします。

○板垣政府委員 御指摘の通り、前回
の行政措置による差益徴収の場合に
は、従来の輸入業者と加工業者との間
の話し合いが十分つかなかつたため
に、やむを得ず入札制度を施行した次
第でございまして。その結果今御指摘の
通り、非常に高いビッドの値段になり
まして、弊害が生じたということは私

どもも認めざるを得ないと存じます。
従つて、今後の実際の徴収方法とい
たしましては、入札制度はできる限り避
けまして、輸入秩序に不当の混乱を与
えないような処置をとりたいというふ
うに考えております。

○横山委員 入札を避けるとおっしゃ
るのですが、それでそのバナナが下り
ますか。本来バナナを本年度のくら
い一体輸入をして、そしてバナナの価
格の安定をはかるうとするのである
か、その点をお伺いいたします。

○板垣政府委員 入札制度なり、ある
いは定額徴収の方の方法によりまし
て、特にこの差益の徴収によりまし
て、バナナの価格が消費者に非常に大
きく転嫁されることはないと思つてお
ります。と申しますのは、このバナナ
の価格は、従来も需給関係でまづ
ておりますので、その関係で、差益を徴
収いたしまして、それがすぐ消費者
に転嫁することはないと思つておりま
す。もつとも今お話しした通り、もつ
とバナナを多量に入れますならば、もつ
と価格を下げ得るわけでありまして。こ
の点先ほど申しましたように、砂糖等
の物資と違ひまして、急に多量に入れ
ることも不適当だといふ状態にござい
ますので、ただいまのところは、ある
程度戦前よりバナナの価格が高い
ことは事実でありますけれども、この
制度によりまして、バナナの価格が不
当に上ることはないと私は判断を
しております。なお今後のバナナの輸
入量につきましては、ただいま国民政
府との間に通商交渉をやつてございま
すので、確定はいたしておりませんが、
従来の協定では、四百五十万ドルずつ
入れる協定になっておりますので、少

くともこの程度は今後とも入れることになると思っております。

○横山委員 四百五十万ドル輸入をするというのですが、本年度は、この間二百二十五万ドルしか輸入をしなかったじゃないですか、そのあとをどういうふうにするつもりですか。

○板垣政府委員 三十年度は、今御指摘の通り二百二十五万ドルしか輸入しなかったわけでありまして、これは実は三十年度の上半期における台湾の方の作柄の影響のために、ついに上半期は輸入することができなかったものであります。従つて上半期の外貨割当分は、予算がいわゆるステールを来したわけでありまして、先般輸入をいたしましたのは、下半期の半分二百二十五万ドルであります。残りの分は、三月三十一日まで期間がございまして、輸入をせずに、来年度の分につきましても、できる限り早く、四月になりましてから輸入をしたいと考えております。

○横山委員 本来バナナ、パイナップルについては、昨年以來非常に問題をはらんだものでありまして、ここにこの法律案並びに特別会計法の問題が出てくるわけでありまして、しかし一方におきましては、バナナの非常な高騰を呼んで、しかも商工委員会においては、契約をめぐっているいろいろなことが話題に上り、さらに野党がございまして、ときに強行採決をして問題を生じておられるわけでありまして、従いまして政府側としては、本法案の実施に当り、また会計法の運用に当っては、格段の注意をもつてこの運用をはかつてもらいたい。特にこれを強く私は要望いたします。特にこの法案についての私の質問を終ることにいたします。

○松原委員長 石村英雄君。

○石村委員 特定物資の關係でお尋ねいたしますが、商工委員会で十分審議されているとは思いますが、この特別会計法でなしに、本法の方を見ますと、大部分が実施面については政令にゆだねられているように思ふわけですね。この間のバナナなんかは入札のような形だつたと思ひますが、今後のこの法律を見ますと、入札でなしに、政府の方で、政府で一定のそのときの価格によつて余剰利益と見るものを取るというふうになつてゐると思ひますが、やはり入札で取るんですか、それとも一定の価格をはき出して、今回の輸入についてはこれだけの余剰利益があるんだといつて、それを政令で取り上げるのかどうか、その点御説明をお願いします。

○板垣政府委員 法律案では「適正かつ確實」に取るといふことが規定されているわけでありまして、この適正かつ確實という意味の中には、もちろん入札制度もとり得る余地は開いてあるものでございまして、しかしながら、私も経験にかんがみまして、入札制度は非常に輸入秩序を混乱させるおそれがあるといふことで、今後はできる限り入札制度をとらずに、その他の方法、大体運用において定額徴収の方法によりたいと考えております。

○石村委員 それで、この政令にまかせられてゐる点が、実は実施面では非常に問題があるんじゃないかと思ひますが、政令の内容なんかについて、商工委員会が何かにすてにお出しになつておりますか。

○板垣政府委員 政令の内容につきましては、ただいま法制局と審議中でございまして、まだいま法制局と審議中でございまして、まだ商工委員会に説明する段階にはなつておりません。

○石村委員 要綱程度はお出しになつてゐるのではないのですか。

○板垣政府委員 要綱も、この二、三日中にきまる程度でございまして、まだ説明もしてございせんし、説明の要求もない次第であります。

○石村委員 特定物資の対象は、さしあたりはバナナとかパイナップルとか、詰とか、あるいは時計とか、スジとかいふような不急不要の物資と認めたいものについてやる、こういうことなわけです、それは適用しない、こういう御方針のように商工委員会での説明を拝見いたしましたのでありますが、やはりそういう御方針ですか。

○板垣政府委員 この特定物資に今指定いたしましたものは、やはり必ずしも要物資であつて、元来ならば入れなくとも済むものを、通商協定その他の理由で入れなければならぬ、しかもそれが数量を限られてゐる、従つてそこに必ず超過利潤がでる、こういう物資でございまして、原材料的なものは、国の生産を興すために必要なものでありますから、そういう意味で、差益も現実に起りませんから、こういう制度に乗せることは不適当だと考えております。

○石村委員 原材料については差益が起らない、こういうお話ですが、たとえば羊毛などの話を聞いてみまして、非常に余剰利益と申しますか、例をあげますと、商工委員会でも問題になつておつたと思ひますが、手編み毛糸の羊毛は、昨年から昨年でしたかに、五〇%値が下つております。ところが日本国内の手編み毛糸は二〇%反

対に値が上つておる、そうして、それはただそのときの小売価格と原料との開きですが、その原料をそのまゝこちらへ持つてきて、普通の利益を計算してみても、手編み毛糸は一ポンド小売価格について相当な利潤を見ても、千円足らずが正当な値段だ、こう業者は判断してゐる、それが昨年の秋でしたか、千八百円からした、最近時期はそれか何かで下つても千六百円、大体六百円は余分な高い価格で売られておるということですか。これは紡績会社ももうけておるか、どこがもうけておるか知りませんが、少くとも原材料の原価から計算してみますと、諸損り、マー

ジ、利益を含めても千円足らずで売られるはずのものが、現在春になつて千六百円余りで売られておる、そこに少くとも余剰利益といふものが、だれが取つておるかは別として、余剰利益が発生しておるということは言われると思ひます。ただいまの説明だと、原材料については余剰利益がなしというところですが、この一つの羊毛の例の異常な価格差といふものは、どこに基因しておるわけですか。

○板垣政府委員 ただいま余剰利益がなしと言つたのは、全然なしという意味ではございせん。従来原材料につきましては、確かに御指摘の通り、羊毛などについては外貨事情の關係、輸入量が實際の国内の需要よりは少ししほられざるであつたという關係から、確かに価格は上つておつた。その結果、余剰利益が出たといふことは確かでございます。これらの点につきましては、昨年の下半期の外貨予算から、こういう國家で必要な輸入原材料につ

いては、現在外貨事情も漸次好転して参りましたので、できるだけ十分に入れる。それによりまして、こういう余剰利益の発生する余地をなくして、こうという考え方でありますので、今後はこういう原材料につきましては、いわゆる異常な特殊利潤といふものは出ないようになつていきたいと思います。

○石村委員 そういたしますと、羊毛については輸入方式をお変へになるという御意思ですか。

○板垣政府委員 輸入方式を變へる意味ではございせん、數量をできるだけ多く入れるといふことでございまして、ただこれにつきましても、あまり入れ過ぎると、国内の中小羊毛業者などの關係を混乱し、いわゆる産業の安定を害する点もございまして、その点の調整は多少必要でございまして、必要の原材料はできる限り入れたいといふ方針で進みたいと思つております。現にただいま編成中の外貨予算も、その方針で検討中でございます。

○石村委員 そういたしますと、これは仮定ですが、昨年の――本年度になりますか、蒙州の羊毛の價格の關係をそのまゝだと仮定します。蒙州の羊毛が上れば別ですが、現在の價格通りとすると、千円程度に小売価格がこの秋にはなる、こういうふうにお考えですか。

○板垣政府委員 具体的に一ポンドの手編み毛糸がどのくらいになるか、まだ私も算定はいたしてございせんが、今期といたしますか、三十一年度では、羊毛は相当一ぱいに入れますので、お話のような点に近づくのじゃないかというふうにお考えしております。

○石村委員 この羊毛について、いろ

いすでに通産局長御存じだと思ひますが、今までは設備割当なんかありませんが、ところが聞いてみると、機械は全然動かない、それについて設備があるというので、羊毛の割当を従来しておいた。そうしてその割当を受けた人が、その割当を他の業者に売って非常なもうけをしてゐる。こういう話を聞いておるのですが、そういう事実を御承知なんですか。

○板垣政府委員 私はその事実を存じません。設備割当でございしますが、実際の事務は織維局でやっております関係もありまして、私も存じませんが、しかし割当の当初におきまして、設備のない者に割り当てることは全然ないと思ひます。ただ最初割り当てられまして、後に操業を休止して、それを権利だけを売るといふようなものが絶対ないとは私は保証できませんけれども、そういう弊害が起るのも、過去において羊毛の輸入量が制限されておつたといふことから起つたわけでありまして、今後そういう弊害をなくする意味におきまして、できる限り豊富に羊毛を入れて、そういう弊害の全然起らないようにして参りたいといふふうに考へております。

○石村委員 この問題は、一つは割当を受けた外貨を他に転売するといふこととから起つてくると思ひますが、通産省では、外貨割当の転売を黙認しておるのではないかと、こういう話を聞くのです。そんなことはないと言われればそれまでですが、大体通産省としては、外貨割当あるいは内示書を他に売り渡すといふようなことを認めておるわけなんですか、どうなんですか。

○板垣政府委員 外貨割当を転売する、他に譲渡するといふことは、全然許しておりません。

○石村委員 許してないにしても、そういう事実が行われておる、こう世間ではうわさされておる。それについて、通産省はその事実があるかないかといふことをお調べになつたことがあるのですか。転売を認めていないといつても、事実上その転売が行われておるのを調査も何もしないで、ほつたらかしておれば、これは黙認しておるという結論になると思ひます。商工委員会で問題になりました中島という人の陳情書を、実は私はある紡織に關係のある人に見せたのです。中島という人は全然知らない人でありまして、この人の言ふことがほんととかどうかばかりで、見せたわけでは、その人の言ふことが、その人の言ふのには、おそろしこれは事実だらう、それは通産省が転売を黙認しておるから、一つはこんなことが起る、いわゆる羊毛の輸入が少いといふことも、そのことと起る原因ではあります、黙認しておるから、またこんなことも起るのだ、こういう話だったので、通産局長はそんなことはあり得ないことだとして、全然お調べにも何にもなつていないのですか。

○板垣政府委員 承認もしておりませんし、黙認もしてないわけでありまして、われわれといたしまして、もちろん臨時調査はいたしておりますが、しかしながら、あるいはわれわれの調査の届かないところで行われておるかもしれない、われわれといたしましては、あくまでもそういう調査をした結果、発見いたしますれば、これは嚴重に処分する次第でございします。

○石村委員 調査せられて、発見されたことはないのですか。

○板垣政府委員 あると思ひますが、私自身、個人としましては、まだ承知はいたしていません。

○石村委員 これは織維局の關係かも知れませんが、手編み毛糸が千円足らずで売れるものが、千六百円で売られておる。これは一般の家庭において手編み毛糸は貴重なものではないと思ふ。普通の着物を子供に着せれば、一年たてば着られなくなつてしまふ。手編み毛糸ですべて着せれば、幼稚園の子供が小学校の六年になるまで編みかえていけば着られるのです。これほど貴重なものはないのです。それが一ポンド六百円も七百円も高く売られるといふ事実を通産省がほうっておかれたといふことは私は実にげんにたえない。主婦会とかなんといふものが、昨年だったか一昨年に、十円牛乳だとかなんといつてやりまして、それが、それよりも実は大きな問題ではないか、手編み毛糸が二千万ポンドから作られておるそうですが、二千万ポンドに六百万をかければ百何十億という金になるはずで、それだけのものが、通産省の怠慢の結果、国内の一部の業者に不当の利益を与えてきたといふことについては、十分お考えを願ひたいと思ふのです。今後輸入のやり方を変えるからさういふことはないだろうという御説明でございしました。われわれも、そういうことのないように政府として御処置なさらんことを希望いたしますが、油断をしておられると、黙認はしていない、認めないと言われども、事実は売られて、設備だけ持つて動かさない工場が、一台持つておれば何百万円という外貨割当でもうけてきたといふ事実、このことをよくお考へになつて、今後こうした暴利を一部の者が取ることに起らないように十分な処置をお願いしたいと思ひますが、一つ通商局長としての決意のほどをお示し願ひたい。

○板垣政府委員 確かに御指摘の通り、毛糸が非常に高いといふことに実は気がつきまして、通商局といたしましては、三千年度の下半期の予算で相当切つて羊毛をふやしたわけでありまして、今後三十一年度の予算におきましては、もっとふやすつもりでございしますから、今御指摘の点は解消すると思ひます。

○石村委員 この問題につきましては、大蔵省の国税庁の方が見えていないと思ふのですが、過去のこうした外貨の割当のやみ譲渡によつて暴利を取つておる人に対して、脱税行為が相当あるだらうと思ふのです。聞いてみると、ほとんど帳簿には載せずに、重役のポケット・マネーとして入れられておるといふ話です。これは世間のうわさですから真実かどうか知りませんが、国税庁はこんなことも調べて、こんな不当な利益を取つてゐる連中は徹底的に追及していただきたいと思ひます。これはお調べになればすぐわかると思ひます。横浜か神戸かの回漕店を調べて、外貨割当を調査して、どの品がどこに入つたかといふことを一々調べれば、簡単にわかるはずのことです。決してどこへいったかわからない

というものではありせん。内示書や外貨割当のやり方を見ますと、転売は自由にできる方法になつております。しかしその事実を調べれば必ずわかる、羊毛にはいろいろ規格がありまして、使い道のできるべきでないといふこともはつきりわかるはずで、割当は、ただ洗ひ上げとかなんとか、ばく然とした羊毛の割当にすぎませんが、事実上その工場で使えるものであるか、ないかといふことは、はつきりわかる。どこにその品がいったか、原料がいつたかといふことも、回漕店やその他をお調べになればはつきりわかると思ふのですが、国税庁はどうかこの点もお調べを願ひたいと思ひます。

次に、特定物資の關係を終えまして、補助金のことでもちよつとお尋ねいたしますが、この補助金は、この前も申しましたように、時限立法でしておいて、毎年もう一年もう一年で延ばす。私の顔も三度と申しますが、人間は凡人だから、三度目にはみんな鈍感になつて、補助金問題なんかあまり考へなくなつてしまつたのですが、しかしこの補助金を地方財源の方に回した、こういう御説明があります。たとえば定時制の高等学校の職員なんかについての補助金、これを地方の自由財源に回したといふことですが、それは具体的にどこにお返しになつておるのか、御説明願ひたい。

○實川政府委員 その点につきましては、補助金といたしまして交付いたしませんので、地方財政計画を立てます際に、地方のいろいろな財政需要がございしますが、その中に、たとえば定時制の教育關係の職員の費用はどれくらいである、その補助金を打ち切りましたも

五

のつぎまして所要額を計算いたしました。財政需要を見ても、こういうふうな計算をいたしました。それに対して、その他のいろいろな財政需要をあわせまして、それと歳入との差を交付税でもって補てんしていく、こういうやり方をとっておる次第であります。

○石村委員 その財政需要を見ると、うごななですが、交付税法の財政需要の中には、定時制の高等学校の職員が幾らだということを書いてあります。これについて見たといへば、それはどこにお入れになったのですか、交付税法にはそんなことははっきり書いてないわけなんです。二十九年度に交付税法は改正になっておりますが、二十八年度に事が起つたのですが、そのころからあの交付税法の規定の中のことに入れられておるか。

○宮川政府委員 積算の基準といたしまして計算したわけでございます。○石村委員 そうすると、人口について幾らというあの中に入っておるといふ意味ですか。

○宮川政府委員 そういふ要素を加味しまして計算しております。

○石村委員 要素を加味せられたのは、人口について幾らというあの金額の中に入られておるといふことなのですかというのです。

○宮川政府委員 たとえば、補助金を打ち切りまして、地方の交付税にいたしました。たとえば三億なら三億というものが出て参りました場合に、これは地方財政計画の歳出の中に、その所要額の中に三億を見るわけでありす。それで全体の財政需要額を見まし

て、それと歳入と比較して、どれくらい地方財政に穴があくかということを見るわけでございます。

○石村委員 そうすると、交付税としては算定自体に入っていないでも、大蔵省の財政計画でそれを見ておる、こういう意味なのですか。

○宮川政府委員 交付税の配分の場合には、別に定められておる基準によつてやるわけでございます。石村先生が御指摘になったいろいろな基準でやるわけでございます。交付税全体の額をきめますが、大蔵省が一括になりましてそれを作る際に、これだけのものは地方の財政負担として新しく出て参るといふことを、計算に入れて計算するわけでございます。

○石村委員 どうも説明がはっきりしないのですが、交付税の全体の額をきめるときそれを考える、こういう意味なのですか。

○宮川政府委員 交付税の全体の額をきめる前の地方の財政需要額をきめるときに、それを織り込むわけでございます。

○石村委員 財政需要額をきめたつて――財政需要額で足りないところへ回すという、その出すところが出てこなければ、幾らきめられたつて意味はなさない。大蔵省で幾らお作りになつても、計算だけして、渡すところの金の出場を言つてもらわなければこれはわからないことになる。それは交付税で出てくる、こういうことになつて思ふところですが、その交付税なら交付税のどこに入つておる、こういうことを御説明にならなければ困る。

○宮川政府委員 御指摘の通りでございますが、交付税を配分いたします場合に、中学校一人につき幾らという計算がございます。これを逐次変えていくわけでございます。

○石村委員 私の持つておる交付税法は、これは古い、現在使つておるかどうか知りませんが、調べてみると、この通りかと思ふのです。違つておれば一つお教え願ひたいのです。交付税の基礎財政需要額の算定方法の中には、別にそんなことはありません。ただ私の予想するのは、たとえば府県の場合には、教育費にしてありまして、人口があつて、単位費用が一人につき六十二円五十銭、これは現在變つておるかも知れませんが、この六十二円五十銭をはじかれる中に入つておるのじゃないかと実は誘導質問をしてゐるわけなんです。どうなのですか。

○宮川政府委員 さようでございます。ただ、おそらく御指摘になると思ふのでございますが、たとえば全体で一億なら一億という補助金が出されまして、それによつて職員が五十人なら五十人今まで従事しておつたと仮定いたしました場合に、補助金を打ち切りまして交付税にいたしました。その分は、たとえば教育費につきまして、人口一人につき幾らという基準が定められます場合に、金額それが織り込まれるかどうかということとは疑問でございます。それによりまして、ある財政力豊かなない府県におきましては、今まで補助金をもらつておつて職員をかかえておつたよりは、若干低めに職員をかかえるというふうな事態が起つて参るかとありますが、これは、地方自治の関係を勘案いたしましたして、

国の財政と地方の財政の区分を明らかにいたしましたして、必ずしも国から補助金を出す必要のないものは地方の固有財源で見つたに、それに対して、打ち切りました際に、必要な移しかえました分につきましては基準の中に織り込む、こういうやり方をとつておるわけでございます。

○石村委員 結論は六十二円五十銭なら六十二円五十銭をはじき出した中に入つておる、簡単に言えばそういうことなのです。それで、この交付税の基準を作るのは、人口十万人の都市を標準にして作つておるといふことなのです。ところが補助金をこういうふうにするの補助金としては、大都市であるのと中小都市であるのと小都市であるのと、同じように現実に補助金が出てる。これになると、交付税をもらつていない市町村は全然補助はない、現実にはほとんど金は入らないといふことになつてくるのですが、そうなのですか。

○宮川政府委員 そういふ事実も起つて参ろうかと思ひます。

○石村委員 こういう地方財源に回す補助金の事業の内容は、昨日横濱君も言つておりましたが、もうこういう仕事は地方団体が自治的にやるべきことであつて、国としてそういうことやつてもやらなくてもいいと考へておると、財政の豊かなところはやはりなさい、豊かでなければならぬ、この地方財源に回したものは処理せられておるといふことで、国としてその仕事についての責任は負わないといふものが

この方に同されておるといふ結論になつておるのですが、そうなのですか。

○宮川政府委員 御指摘の点は非常に極端な場合でございます。一応私も財政計算をいたします場合に、財政需要として見ておるわけでございますが、富裕団体ならばやれるが、貧困団体ならばやらないといふ趣旨のものではないと思ふので、考へ方の基本といたしましては、地方が自己の財政の範囲内において所要の額を見ていつてもよろしい、国が必ずしも補助金を出してやつていくまでの必要はない、こういう認定の上に立つたもののみでございまして、

○石村委員 だから、結局地方の富裕でない貧乏なところは、その事業を都合によればやらなくてもいいといふので考へたといふことになつておるのです。宮川さんは非常に婉曲にお話になつてゐるのだが、事実上結論はそういうことに落ちつくと思ふのですが、どうですか。

○宮川政府委員 婉曲に申し上げましたが、端的に申し上げますとそういう結論に相なります。

○石村委員 そうしますと大蔵省は、この高等学校の定時制などというものは、まあどつちでもいいことだ、定時制というのはいわば昼間の学校に行かない人が夜間の学校にでも行つて勉強をしたいと考へておる、そういう人たちにこそ、何らかの教育施設をして教育を受けさせるのが国の義務ではないか。それを、まあ富裕団体でやれるならおやりなさい、やれなければならぬといふのは、教育に対する政府の……(大蔵省だ)と呼ぶ者

あり。大蔵省も政府のうちだ。金を握っていらつしやるのだから、一番肝心なんですが、はなはだ教育に対する考え方がいかげんだと思う。また、教育費ではありませんが、例の精神衛生の問題でも、精神病関係のことはやはり国として処置すべき問題で、地方自治体が責任を持ってやれ、やれなければならなくていいというような、また性病関係のことも話が出ましたが、そうした事業の内容ではないとわれわれは考えるのですが、大蔵省は、精神病なんかいいのだ、国としてはめんどろみでやらぬ、どつちでもいいのだといういかげんな考えでいらつしやるのですか。

○宮川政府委員 決していいかげんに考へておるわけじゃない。たゞ、これだけの金を出すからこれだけの人間を置けというふうには、ひもつきでやるものじゃない。ひもつきでやるものにはそれぞれ基本法がございまして、都道府県がその事務をやりたいと定められておることと、ございまして、たとえば定時制の教育につきましても、これは地方平衡交付金に移しかえまして、きちんとその額は計算いたしておる次第であります。そのほか、たとえばだいたい御指摘のありました精神衛生——精神病院関係等も、いろいろ補助金を打ち切りましたものの、その後の地方の実施の状況を見ましても、決してその打ち切りという事実はございせん。さよう御了承願いたいと思ひます。

○石村委員 決してそうでないといつても、金の出し方をどう変えられ

ば、事実上飯が食えやせぬ。飯を食わせるといつても、金をくれなければ、金を出さなければ食堂に行つても飯を食わしてくれない、そんなことで、話にならないと思ひます。どうもこの補助金の整理対象の中をみますと、国としてやるべきことを政府の方で地方自治体にまかしてしまふ、金額が少いかというようなことでやつていらつしやるように思われる。またあの内海水面の関係にいたしましても、おもに貝類のことだそうでございしますが、実は日本で一審審判といひますが、言葉は失礼ですが、極貧といひるのは、あの内海関係の漁民でございします。この漁民の生活程度は、世間でいわれているよりもはるかに悪い、これの対策が何ら政府においてないといひたい。それで、その区域の零細な漁民が、貝でもたくさんふやしてとつて、何とかその日のたつきを立てよう、こう考へておる補助金を地方自治体の方に回して、地方自治体で適当にやれといひるのは、大蔵大臣は人類のために政治をやつておるとおしやつたのだが、あまりに零細な人間のために、はやつていらつしやらないという結論が事実上出てくる。こういうことをもつとお考へになつて処理していただきたい。国としてこういう事業をやるときは、お考へなば、わずかであつても——わずかではない、むしろそれを増額してやるべきことだと思ふのです。今度の補助金の関係で、例の小学校の新入学生徒に対して本をやることをやめてしまひました。この補助金等の特例では、ただ一年の延期になつておるのだが、別に貧困児童が何かの法律案を出して、これは打ち切つて廃止いたしておきます。

こういう処置は、貧困児童に対して教科書をやるといふ問題と新人の一年生にやるといふ問題とは、性質の違ふものだと思ふのです。義務教育は無償とするという憲法の建前からいひましても、それは、今の日本では金がないから憲法通りにはやれない、無償にするわけにはいかないが、せめて一年に入つた子供には、算数の本と国語の本だけはやつて、一つの子になりなさい、こういつて作つた法律を、貧困児童に対する教科書をやるといふ問題にすりかえて割つてしまふといふことは、どうも大蔵省だけではなく、政府の問題だと思ふのですが、政府の考え方として遺憾に考へる次第でございします。

そこで、幾ら文句を言つてもおやりにならぬことだから、あきらめてしまふざるを得ないのですが、しかし、どうかこういふ一年限りの法律といひものを、来年になつてまた一年、また一年、子供の頭をそるときに、もうちょっと、もうちょっとといひような、そんなやり方でごまかしていくことだけはやめていただきたいと思ふのです。補助金をこういう見地からやめるならやめる、はつきり法律をちゃんと変えてしまつて、一年限りだから何とかこれを聞いてくれといひような、非常に卑怯なやり方をしておられたい。ごまかすわけじゃないでしようが、やつておいて、そうすると既成事実で、翌年も去年やつたからといひので、何の気なしにこれを通す。これは、補助金等を昨年までは特別委員会で作つて本気でやつた。ことしになつたら、もうあんまり繰り返されるもんだから鈍感になつてしまつて、特別委員会もやめに

しちまつて、うやむやでこれをやつてしまおうといふ結論になつてくる。それをねらつて、いるのかもしれませんが、まあそういう悪い気持があるとは私は考へませんが、どうかこういふ時限立法は、嚴重にその期限を守つていただきたい。そうして、やる場合には根本の法律をあっさり変える、その変えることは是非を国会に諮るというやり方を私はとるべきだと思ふのです。こういうインテキな方法で、もう一年もう一年とごまかして既成事実を作つて、いつのまにか新入生との何をおじゃんにするといふ結論において陰險なやり方だけは、もうこれを今日を限りおやめになつていただくことを、これは特に政務次官をお願いいたしておきますが、政務次官のお考えはどうですか。この時限立法をおやめになりなすかどうか。

○山手政府委員 先ほどからお尋ねのございました点は、中央・地方を通ずる行政の非常にデリケートで、むずかしい点であらうと私も考へております。法律そのほかのことがございまして、一つ一つ補助金等につきましても、その事業は地方でこういうふうにしなればいかぬといふことで、はつきりきまつておりますので、中央といひましては、もちろんこれをないがしろにする意思はございせん。ただ地方の方ににおきましても、理事者そのほかはできるだけ補助金をもらつて、法律を實施いたしますについても、その地方の地方の特色もございしますし、できるだけ地方の理事者として、その地方の实际情况に応じたような行政の運営もしたいといひますし、四の方の財政関係もい

ろいございまして、交付金等も一つ一つ内訳をきつちやつて、これは何、これは何万円は何といふふうなきめて参りますことも、いろいろ事情もございまして、おもしろくない関係もあつて、さつきから御説明を申し上げておるような状態になつておるわけでございますが、まことにさつきからのお示しの通りでございまして、できるだけ今年で片づけるものは片づけて、すつきりさせまして、皆さん方の御期待に沿うようにいたしたいと思ひます。

○松原委員長 次に星島二郎君。

○星島委員 はなはだおそくなつて済みませんけれども、二点だけお伺いたしたいのですが、国有財産の処分に関する件です。その一は、政策に關するから政務次官よりお答えをいただき、また第二は、具體的な問題でありますから、管財局長よりお答えを得れば満足するものでございします。

政府は、国有財産の処分、ことに飛行場とか滑走路等を含む土地の売却につきましては、どういふ方針でおられますか。従来ありましたものを全部存置するようなことは、なかなかむずかしいと思ひますけれども、今後の航空の發達の情勢にかんがみまして、私はこういうものはむやみに売り急ぐのは惜しいと思ふのです。こういうことにつきまして、政府は一体どういふふうにお考へていますか。

○山手政府委員 お尋ねの点でございしますけれども、終戦前に旧軍が作つておりました飛行場等につきまして、國有に属しますものについて、防衛庁あるいは運輸省等から特に飛行場として將來もこれを利用したいとか、あるい

はこういうふうにしたいとかいうふうな希望の中し出がありましたものに、ついでには、従来もみだりにそれを飛行場以外の目的のことに払い下げたりなどをしていないように特別の留意をいたしてあります。いろいろな情勢から、全然飛行場そのほか将来も使う意思のない、そういう飛行場として使う用途が明らかになっておらぬと申しますか、使う価値のないと思われるようなものにつぎましては、農地そのほか開放をしようというふうなことで方針を立ててやって参つておつたわけでございますが、しかし情勢もいろいろ変わつて参りますこととございますし、飛行場等については、それを一たん作ろうという事になりますと非常な資金も要ることでございますし、特別の研究をいたし、むだのないように十分練つて払い下げそのほかの処分をいたさすことにしておるわけでございます。

○星島委員 岡山県の倉敷市水島地区にありますが旧三菱重工業の飛行場の跡にありました滑走路は、八十メートルの幅員を持つておつて、千四百メートルの長さを持つておつて、十分な基礎工事、五尺も割リグリをかまして、上は二十センチ以上の舗装をしておりまして、排水口も設けて、今これを建設すると六億五千万もかかるという予想でございますが、これが昨今国有地から離れて県有地となり、県がこれを工場誘致のために、一切そういうことをかまわないで処分をしてるのであります。すでに国有地から一応県に移管されましたが、国有財産とはいわれぬのでありますが、しかしそれは一部分でありまして、大部分まだその付近に国有地が残つておるような現状でございまして、私も将来航空の発達から見ましても、また県そのものが工場誘致の熱心の余りに、それをつぶしたらしいのでありますけれども、これははなはだ目先の見えぬ話で、最小限度の飛行場を持つておりますと、かえつて工場誘致にも私はプラスになるとかたき信ずるものであります。今こんなりつぱなものがつぶされることは、ほんとうに惜しく思うので、まだ工場は建つておりませんから、その付近にはたゞさんの国有地が残つておるのでありますから、県がせつかく処分されたものではありますけれども悪い直して、やはり飛行場を残したいというようなことをもし希望してきましてした場合には、管財局といたしまして十分の考慮をしていただけるかどうか、この点を局長にお伺いしたいのであります。

○正示政府委員 答え申し上げます。一般の方針といたしまして、先ほど政務次官からお答え申し上げた通りでございます。御指摘の岡山県水島飛行場につきましては、運輸省あるいは防衛庁におきまして、これは民間あるいは防衛庁用の飛行場として使用する計画はあるかどうかにつきましては、かねてからそれぞれ連絡をとつておつたわけでございますが、たまたま当時におきましては、その計画がなかったものでございまして、昨年の十月に、ただいま御指摘のように岡山県と土地の交換をいたしました。御指摘の土地の一部を岡山県の方に提供いたしましたわけでございます。ただいまお話しのように、飛行場は相当の施設があることでございますから、万一この施設を活用するようなことを県として考える場合には、管財局においても、これに對し相當の考慮をするのが適當ではないかという御趣旨のように拝聴いたしましたのでございますが、これは交換に際しまして、この土地の使用につきまして別に用途指定をつけておるわけではございません。従いまして、県におきまして自主的にいろいろと計画をお作りになることは御自由でございます。また一部の土地は、いまだ国有地に残つております。この土地は、御承知のように県有地と、それから県が埋め立てをいたしております土地との間にちようどはさまれて介在をいたしておるような形になっております。この土地の活用等につきましては、目下県あるいは地元財務局においてそれぞれ研究をいたしておるような次第でございます。従いましてただいま御指摘の点を御研究になりました計画をお立てになるような場合には、地元においての未処分地の活用等ともあわせまして、なお慎重に研究をいたしたい、かように思つております。

○松原委員 次に平岡忠次郎君。○平岡委員 山手政務次官にお尋ねをいたします。最近の外貨手持ちの内容容、これをお示しいただきたいのであります。○山手政府委員 ごく最近の外貨事情につきましては、私きょうその資料を持つてきておりませんが、為替局長が参つておりますから、内容の数字を為替局長から御説明申し上げます。○石田政府委員 今最近の数字を探しておりますので、探しましてから申し上げますが、大体の概数を名目的に申し上げますならば、日本の持つておる場合には、管財局においても、これに對し相當の考慮をするのが適當ではないかという御趣旨のように拝聴いたしましたのでございますが、これは交換に際しまして、この土地の使用につきまして別に用途指定をつけておるわけではございません。従いまして、県におきまして自主的にいろいろと計画をお作りになることは御自由でございます。また一部の土地は、いまだ国有地に残つております。この土地は、御承知のように県有地と、それから県が埋め立てをいたしております土地との間にちようどはさまれて介在をいたしておるような形になっております。この土地の活用等につきましては、目下県あるいは地元財務局においてそれぞれ研究をいたしておるような次第でございます。従いましてただいま御指摘の点を御研究になりました計画をお立てになるような場合には、地元においての未処分地の活用等ともあわせまして、なお慎重に研究をいたしたい、かように思つております。

○平岡委員 その大体の内訳、具体的には米ドル、それからポンド、それからもう一つは米ドル建オープン勘定の残高、この三つにつきまして……○石田政府委員 概数について申し上げますので、多少入り違いがございませうが、御了承願いたいと思つて申し上げます。そのうちオープン勘定が大体二億四千万ドルであつたかと思つて、それからポンドにつきましては、一億二百万ポンドくらいではないかと思つております。それからその余がいわゆる純然たる米ドルでございます。かように御了承願いたいと存じます。○平岡委員 米ドル建のオープン勘定の残高が二億四千万ドルですか。○石田政府委員 大体二月末におきましてのオープン建の残高、いわゆる手持ちの純ネットは二億四千五百万ドルであります。これは、要するに債権面だけ考えますれば、二億九千四百万ドルに相なりまされるけれども、債務の側が四千九百万ドルばかりございまして、で、ネットといたしましては二億四千五百万ドル、こういうふうになつておる次第であります。○平岡委員 それにはあなた方のいわゆる非流動的債権も含んでおりますか。○石田政府委員 御指摘の通りでございます。

○平岡委員 ちょっと数字が合わないように思ふのです。というのは、インドネシアが一億八千万ドル、それから板垣さんがおられましたら御確認願いたいのですが、対アルゼンチンの帳じりが一億ドル、それから韓国が四千八百万ドル、これを合せても二億四千万ドルをこえますが……。○石田政府委員 御指摘の数字は、通常大体の数字として申し上げましたものを御集計になつておるのだらうと思つております。この中で、特にお話がありました数字と違つております点は、アルゼンチンの貸し越し、これは現実の貸し越しを、二月末におきましては五千三百六十四万七千ドルを基準にいたしておりますので、それが大きな違いかと思つて、それから韓国の債権につきましては、四千万七千五百二十五万二千ドルに減つております。インドネシアにつきましても多少減つてきておる。そういう点からその相違が出てきておるのだらうと思つております。○平岡委員 いずれにいたしまして、輸出によつて得た外貨、これに見返る円が発行されておると思うのであります。外貨に見合う円貨はどうして調達したかにつきまして、これは山手政務次官からお答え願ひます。○山手政府委員 これは、御承知のように外為証券を発行して円を作つておるわけであります。○平岡委員 外為証券だけでは、国庫余剰金の方からの借り入れはございませんか。○石田政府委員 国庫余剰金の繰りかへ使用と、外為の証券と両方が円調達のもとになつておる次第でございます。大体従来は、国庫の資金余剰が多かつたものでございまして、大部分は国庫余剰金の繰りかへの方を使つておつたのであります。最近国庫の手元もだんだん逼迫して参りましたので、

国庫余剰金を使うことがないというのではございせんが、大部分外為証券でまかなうべく、かような工合になつてきておるわけでありませう。

○平岡委員 予算総則では、昨年と比べまして一千億円余分に、外為証券の額と余剰金の借り入れの額との総計において、限度額をふやしておると思ふのです。現実には今の両者を合せての残高はどのくらいでしょうか。

○石田政府委員 先ほど御質問がありました、二月末におきましてこの国全体としてどのくらい外貨を持つておるか、これは大蔵大臣勘定もありませんし、日本銀行の勘定もありませんし、為替銀行の勘定もありませんが、そういうふうな公的な保有分を、もう一ぺんこの機会に数字をはつきり申し上げておきたいと思ひます。これは、米ドルにおきましては八億四千二百七十八万ドル、英ポンドにつきましては、ポンドにいたしまして九千八百一十一万二千ポンド、これをドルに換算いたしますと、二億七千四百七十一万四千ドル、これは一ポンド二ドル八十セントとして換算してございませう。それからオーブンの債権のネットは二億四千五百五十三万五千ドルであります。これが、まだ一部推定が加わりますが、わが国の二月末外貨保有額として一応考へておる数字でございませう。それから、お尋ねになりましたところの外為証券が、現在どうなつておるかということですが、これは目によりまして違つておるのでございまして、大體年度末には千四百億くらいになりはしないかと思つておりますが、現在のところでは千億億台のところではないかと思つております。

○平岡委員 そのほかにインベントリー・ファイナンスの戦後から現在までの累積があらうと思ふのですが、これはいかがですか。

○石田政府委員 外為会計におきましては、御承知の通り、何といひますか、司令部時代から外貨のまき引きのいまだところのもの、従つてその円資金の見返りという問題を生じない問題が一つと、貿易特別会計から受け入れられたものがございませう。そのほかにインベントリー・ファイナンスからは千五百十億、こういう計算に相なつております。

○平岡委員 そうすると、両方合せて二千六百億になりますね。

○石田政府委員 大體勘定はそういうふうな、いわゆる資本蓄積に當るところのものが二千二百七十四億ある、こういうふうな考へております。

○平岡委員 いずれにしても、外貨に見合う円貨の発行によりまして、私どもは通貨政策上インフレーションの懸念がないかどうかにつき心配するのであります。現状をどう御判断されますか。

○石田政府委員 普通の状況におきましては、大體輸出がふえる、あるいは国際収支が受け取り超過である、そうなりますれば、国内通貨がふえましてインフレーションになつてくる、それからその逆の場合はデフレーションになつてくる、こういうのが一般論であらうと思ひます。ただ三十年代以降の経過におきましては、そういうふうな形に推移するものであるかということを中心としたのであります。結果におきましては、むしろそれと違つた工合に動いておつた。ということ、そこに余つて参つ

たところの円資金というものが、金融機関の日本銀行からの借り入れの返済に大部分向うというふうな形で、金融の正常化というものが促進される、そういう心配されるようなインフレーションはなかつた、こういう状況で推移したことは御承知の通りでございませう。今後の問題につきまして、これから先の国際収支がどうなるかということをはつきり数字的に申し上げることは困難でございませうが、われわれといたしましては、大體昭和三十一年度におきまして、国際収支はやはり順調であらう。ただ順調でありまして、三十年代におけるとき多くの順調というわけにはいかないだらう、そのことを頭で考えました場合におきまして、その順調の程度からくるところの国内資金のふえて参るといふ点でございませうが、この点は別にインフレーションを心配するほどのこともないのではないかと、かように考へておる次第でございませう。

○平岡委員 ついでです。からお尋ねしておきますが、輸入操作のためのスタビライゼーション・ファンド、これは大體どの程度にとどめるお考えでありますか。

○石田政府委員 大體先ほど申し上げましたが、十三億五千万ドルないし六千万ドルというふうな外貨を持つておるわけでありませうが、その反面におきまして、いわゆる滞り債権がある、これもはつきりした事実でございませう。従つてわれわれが考へておるものは、やはり総額の外貨の中からそういうものの引いたものが、これがほんとうの稼働的な外貨である、かように考へなければならぬと思つておるわけでありませう。その中におきまして、一億二千万

が日本の国際収支を運営していく上に必要な外貨であるか、そのほかに、何と申しますか、さしあたりは使わなくてもよろしい、しかし国際収支が一時期悪くなりましたような場合の非常的なものとしたしまして見合うべき部分であるか、こういうことがおそく問題の焦点であらうと思つておるわけでありませう。この点については、われわれといたしましては、一億二千万を考へていかにすることにつきましては種々頭を悩ましておるわけでありませう。しかし幾ら頭を悩ましておきまして、これはいろいろな思想が入りますので、實際にどうということとはなかなか言えないと思ひます。そこで今われわれがやっておりますことは、政府が持つておるところの外貨資金、たとえば十三億五千万の中で、これを日本銀行に一部持つてもらう、そしてそのあとの運用をやつていつてみる。そうしてやつていきますれば、大蔵大臣勘定として持つておるものは普通の運営に必要な金だ、それから日本銀行に持つておるものは一つのリザーブ的なものだ、こういうことがはつきりしてくるのではないかと。また世間からごらん願つても、その方がはつきりするのではないかと、そういう考へ方をもちまして、実は昨年度におきまして、相当大きな額のもの、これは売りまして、もし大蔵大臣勘定において運営が窮乏であるといふ場合には、一時買戻すといふことも当然あり得るわけでありませうが、幸いに今のところでは、それが過去のものを加えて、昨年中に大體五億ドルくらいものを日本銀行に持つて

もらつて、しかも残つたところのものを大蔵大臣勘定に置いて、これは貿易外を通じまして、国際収支の運営に支障を来たしておらない、かような状況でございませう。今後なお外貨が大蔵大臣勘定においてふえます場合には、もつと日本銀行勘定をふやした方がよいのではないだらうか、かように考へておる次第でございませう。

○平岡委員 一部のエキスパートが、輸入の操作としての運転資金は五億ドルくらいで間に合う、自余のものはむしろ輸入を増大して、それによる国内生産の増大、それに伴う雇用量の増加、こういう点を願ふべきだといふ説を出しておりますが、これに対するあなたの御見解を承わりたい。

○石田政府委員 今大蔵大臣勘定として持つておる米ドルは、二月末におきまして約四億五千万ドルでございませう。それからポンドにおきまして大體一億ポンド、こういうことになつております。これは先ほどの九千八百万ポンドと違つておるということは、為替銀行勘定において赤があるからそういう結果になるわけでありませう。今申しました現実の数字から申しますと、大體六億ドルくらいのドル及びポンドを大蔵大臣勘定として持つておるわけでありませう。それで、今やつておるものにゆとりがあるかどうかという問題は、私は率直に申しまして、現状であればまだ少しゆとりがあると思ひます。しかしながら、これから先におきましては、日本の国際収支の規模は大きくなるだらうと思ひます。それから御承知の通りにLUA、その他いろいろ異常なものがございませう。そういうふうなものをだんだんと整理していかなければ

ばならぬ。そういうふうな点から申しまして、五億ドルならばよいとか十二億ドル要るのだとか、そういう理論的な問題でなく、現実の運営として解決していくことが一番大切なんじゃないか、かように考えております。

○平岡委員 次にそれは通商局長にお尋ねいたしますが、最近あなたはアルゼンチンからお帰りになつたそうでありまして、あなたがアルゼンチンへ旅行された主たる目的はどこにあるのか、遊びに行つたのか、調査に行つたのか、交渉に行つたのか。

○板垣政府委員 御承知のように、アルゼンチンと日本との貿易は昨年非常に伸び方を示しております、年間大体鉄鋼を中心としたしまして八千万ドル台という非常に大きな数字に上つたのであります。ところが昨年は、アルゼンチン物資、特に小麦等の割高のため、日本の輸入が思うように進まなかつた。その関係から、先ほど御指摘もございましたように、相当多額の貸し越し状態になつたわけであります。この点につきましては、政府としても憂慮いたしまして、昨年の夏ごろから、こういう問題の検討のために交渉団を派遣したいということをしてアルゼンチン政府側に申し入れていたわけであります。御承知のように、向うで革命が起りました結果、結局十一月ごろになりまして、調査団という目的で向うに派遣になつたわけであります。それで、私どもが参りました向う側と折衝いたしまして結果、貸し越しそのものを、日本とアルゼンチンの問題だけをとり上げて討議する段階には、向うの政府としても革命早々のことでありましたので、そういう状態ではなかつた

め、わが方といたしましては、まずさしあたりアルゼンチン物資の買付を促進するところと主眼を置いたわけであります。従つて今小麦と羊毛というものが主たるものとなると思うのであります。小麦につきましては、ただいま申し上げましたように、どうしてもアルゼンチン側の物資が割高であり、距離も遠いということで、カナダとの協定の関係上なかなか買付に付かなかつたわけでありまして、日本側といたしましては、煙草あるいは虫害率の保障というような点を向うに要請いたしました。これに對しましてアルゼンチン側は協力してくれました。幸い価格の方も、北部の小麦に関する限りは、だんだん値段が下つて参りました。カナダのマニトバ三号と比較して、大体國際価格で買得るという状態になりましたので、小麦の方の買付の問題は軌道に乗つたわけであります。ただ日本側の船隻能力の関係上、十分というほどは買えません、小麦の問題は買付がきまりました。それから羊毛につきましては、向う側も貴重な物資でありましたので、だいたい出たつておりましたけれども、累次折衝の結果總額を承諾せしめまして、小麦と羊毛というものの買付を軌道に乗せ得たと思ひます。

それから今後の貸し越し債権の問題につきましては、私が参りました当時では、向う側としてはまだ具体的な考へはまゝとつておりませんでした。その後最近になりまして、アルゼンチン政府側としてもいよいよ方針がきまりまして、できるだけ早く清算勘定を廃止いたしまして、対外決済制度を多角化の方向に持つていくという方針をき

めまして、ただいまヨーロッパ各国、日本にもその提案が来ております。従いまして、今後その点につきまして交渉をいたしまして、場合によつてはあるいは清算勘定を廃止いたしまして、アルゼンチンとの両国間の貿易を多角化、あるいは自由化の方向に持つていきたいというように考えております。

○平岡委員 あなたのお答えですと、アルゼンチンにある非流動的債権に對して、非常に樂觀的なお見通しでございまして、私はもしさうに事が運ばば大へんけつこうと思つたのです。しかし私はさうに考え得ません。この際あなたにお伺いしたいことは、十二月末における対アルゼンチン貸し越し債権と、二月末とどのくらいの差が

○板垣政府委員 十二月が大休四千八百ドル、二月末で五千三百ドルという貸し越しの数字になつております。

○平岡委員 それから最初におつ

○板垣政府委員 ただいま申しました

○平岡委員 それでは、たゞ七

字になるわけでありまして、この辺でアルゼンチン側と今後の貸し越し債権の処理の協定ができれば、その程度で貸し越し債権はとまる。今後はそれをどういう形でアルゼンチン側からなくすに返してもらうかという問題になるのであります。

○平岡委員 そこで伺いますけれども、私どもは、アルゼンチンの焦げつきはそれほど樂觀すべきものではないと考えております。というのは、フランスとか西独に對してはやはり焦げつきをやつておるのであります。こういう点が確認されておる以上、た

○板垣政府委員 先ほど申しましたように、アルゼンチンへの輸出の大宗は鉄鋼素材類であります。この点につき

○平岡委員 通商局長としては、ただ数字的に輸出が伸びればよいということなしに、これが完全に回収されるということまでよく顧慮される必要があると思つたのです。結局非流動的状態になつた債権というものは、簡単にいへば焦げつき債権でありまして、いへば国民の税金に肩がわりされるのであります。だから特定の業者は売らんかなの方針でじゃんけん出す、そのけつは全部国民の血税に肩がわりされるというのでは、私どもは呼号す

う問題も非常に重要であります。一方輸出政策の面からいいますと、伸びんとする輸出を非常に無理に抑えてしまつて全部ストップするというのは、輸出振興の見地からいまして非常に問題でございまして、この点の調整をとりながら、貸し越し債権があまり不当に増加しないというような措置を今までとつてきておつた次第でございまして。

○平岡委員 あなた方もおそろしく精一

○板垣政府委員 確かに御指摘の点がございまして、ただいま新しいアルゼンチン側の提案に基づきまして、これ以上非流動的債権がふえないように、かつその非流動的なものもできる限り早い期間にアルゼンチン側から返済してもらつてという線で交渉に入りたいというふうに考えております。

る政府の貿易政策の成果に対して拍手を送るわけにいかぬのです。この点は、あなたは非常に樂觀的のものを言いますが、私も通商産業省の特性かもしれませんが、国内メーカーの圧力といえまじょうか、そういう点に盲従し過ぎる点があると思うのです。そこで為替局とよく連絡をとって、こういう不良債権がなくなるような形を真剣に考慮してもらいたいと思います。

○松原委員長 次に、平岡委員の質問に関連して、石村委員から関連質問の申し出があります。これを許します。石村君。

○石村委員 ごく簡単に、ただ調査をお願いしておくことですが、ただいま外貨は十三億何十万とあるということですが、その中に焦げつき債権もありますが、それよりもっと悪性なものがあるのではないかと懸念しています。と申しますのは、日本経済新聞、これは先ほど御質問になった星島さんが社長で、繊維界では最も権威のある新聞だそうですが、それに「昨年の十月ごろ某在日中国商社と連絡をとって毛織物の価格を二倍または三倍にしてリンク羊毛輸入外貨資金をとっていた」という新聞記事がある。また産経時事の二月十六日には、やはりこれと同様なやり方で三十億円の不正の利得を上げておるといふ記事があるのです。が、十三億五千万ドル外貨がありまして、一方でそういうことをやられておいては、十三億五千万ドルは、焦げつき債権を除いても、なお日本の国内に隠れて円が向うに所有されておる、こういうことになって、日本の経済に及ぼす影響というものは恐るべきものがあるのではないかと、こう思うのです。きょうは詳しく質問はいたしません。

んが、通産省、大蔵省で、こういう事実についての御調査をなさっておいていただきたい。他日本委員会でも質問いたしますから、御調査をお願いしたいと思います。

○松原委員長 次に春日一幸君。

○春日委員 パナナの法律に入りまして、板垣さんにお伺いをいたします。現在この法律の指向いたしますのは、こういう特定物資を高い価格にあることを認めた態度に政府は出ていると思うのであります。こういうような経済ベースを離れた高い価格にあるということは、為替管理の機構を悪用して、わずかの少数のものが輸入の許可を受けて、その独占利潤の造成を認めた形になっておると思うのであります。私はこういう特定物資であるから、不急不要の——生活必需的な性格を持つていないといえればそれきりのものであります。しかしながら、こういう事例はひとり不急不要の物資のみならず、ときに羊毛あるいは銅その他のいろいろな基礎物資等にも現れ及ぶわけなんです。だから、こういうような為替管理の方式については、相当抜本根柢的な解決がはかられ、あるいは行政的改善が行われていかなければならぬと考えております。こういう基本的な問題は、いづれ別の機会に譲りまして、この際パナナの事例にのみ局限してお伺いをいたしますが、パナナがそんなに高いとするならば、これは稀少物資であるから高い、だから、そのパナナをうんと台湾から輸入したらどうでしょう。五割増しとか、さらに倍増しとか輸入することによって、日本の子供に安い値段でいい栄養を与えていくというふうな通商行政というものが

が考えられてもいいと思うのですが、四百五十万ドルに局限をして、日本にさらに大きな需要があるにもかかわらず、それらをパナナ関係業者の不当な利潤の果つたためらうお考えをお持ちでしうか。どうしてもっと必要を満たすに足りるだけの輸入の手当をなさらないのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○板垣政府委員 パナナなどにつきましても、現在不急不要物資とはいえないが、もし事情が許しますならば、できるだけたくさん入れて、国民生活を豊かにしたいというところは私も考えております。しかしながら、何と申しても、原材料その他の必需物資とは違ひ、ことに台湾との通商協定によつてきまっておる数字でございまして、大体四百五十万ドル入れて、それに似たような日本の雑貨、水産物を輸出したいということ、交渉上のパーセンになつております。従つてやはり私どもの方も、これよりふやすことは異存ないのであります。やはりそれだけ日本から見返りの品物が出るという見通しがつきますれば、今後ふやしていきたいと思つております。今のところまだその段階に至つておりませんのと、台湾側にも戦前と違ひまして、だいたいパナナの作柄がぐつと落ちて参りまして、うんとたくさん入れて戦前ほどの値段にすることは、事実上不可能であります。従いまして、多少ふやしまして程度の問題で、依然としてかような超過利潤は出るというのが現状でございますので、そういう点はか

百五十万ドルと考へておる次第でございします。

○春日委員 そこで問題は、輸入量をふやそうと考へても、向うにそれだけ供給するところの生産がない、こういふところに問題があるかと思つてお伺いいたします。そこで私は板垣さんにお伺いをしたいことは、広東パナナの問題です。これは先般内藤さんや加藤さんあたりと一緒に中共、ソビエトを視察して参りました。ところが広東地帯におきましては、パナナがたくさんとお伺いします。ことに中共と日本との貿易の増進という問題は、鳩山内閣の公約でもあり、ことに日本の経済が發展をいたして参りましたためには、どうしてもこの大陸貿易に対して特別の施策をこころしなくてはならぬことは御承知の通りであります。そこで向うから米だとかマンガンだとか大豆、塩と入るものからいへば、基礎物資の輸入も当然はかかれなければなりません。でしうけれども、しかしながら日本側からいへば、やはり向うの特産品はしる物以外の、たとえば玩具とか陶器とかメリヤス類というふうなもの、輸出もはかつていかなければならぬ。そういうふうなものを見返りになるためには、やはり向うからこういうパナナのようなものを輸入して、君の方のパナナを買つたら、おれの方からもおちやを買えよ、こういうふうな態度によつて貿易量を増大していく方途も講じられなければならぬと思つて。

そこで問題になりますのは、日本のパナナの需給の実態でありますけれども、これは需要を満たすことはるかに及ばなくて、稀少物資として、こんなパナナみたいなものが、とにかく超過利潤を彼らが独占しておつて、これを法律によつて徴収しなければならぬというふうな事態がここに起きておる。あなた方は、これを高い価格で安定させて、いや、安定というよりも高い価格であることを容認して、そうしてその超過利潤を国にとるといふようなことではなく、そういうふうな超過利潤に対しては、超過所得徴収の税法等もあるものであります。それから、それは税務署のあれにまかして、そうして需要を満たすに足りるだけの輸入の方途をはかるという問題であります。台湾に供給するだけの生産がないとすれば、これは他に生産現地を求めて——現にわれわれはこの限でよく見たのですが、パナナがヤシの木にふさふさ実つて……。(笑聲) これはどうも大失言をいたしました。(笑聲) パナナの木に実つておつた。とにかく南支那はパナナの生産がきわめて豊富であります。その地方の人々は、日本にもパナナを買ってもらふことによつて——安易な貿易方式を一つ考へてもらいたいというところを要請しておりました。私はこの際、一つは日本の子供たちに安いパナナと栄養を供給するために、さらには大陸貿易の絶対量を増大するという二つの方策をかねて、台湾から買えないところの量を広東から買ふことについて、特別の施策を講ずる意思はないか、こういう問題についてのあなたの方の検討はどんな下合に進んでおるか、この点をお伺いいたします。

○板垣政府委員 ただいまの広東パナナを入れて、その見返りに、今まで中共が入れないものを入れさせようというの、確かに一案と存じますが、まず第一に数量の点からいいますと、

台湾の需給から需要がまかなえない、また相当買える余地があつて、これを買い入れても、なお足りない場合には、広東バナナを入れることも将来は考えられましよう。そういう点が一点、もう一つ最も重要な点は、中共と日本の貿易関係は、御承知のように非常に入超でありまして、日本側の今年度の見込みにおきまして四千万ドルと八千万ドルで、倍の入超になりますし、特に輸入物資をふやす——どちらかといへば不要不急物資の輸入をふやす——という事は、貿易政策上困難な点がございますので、お話しの際は検討いたしたいと思ひますが、今直ちに広東バナナを入れるというところまではいかないと思ひます。

○春日委員 それは、問題の背後にいろいろな利権が介在してあるというところが、巷間報道喧伝されておるのであります。すなわち農林大臣のねえさんのお婿さんが、バナナの組合の理事長さんでいらつして、ところが今回特にこの輸入の権利の一部を得られた。こういうことから、バナナの価格を高い価格に一応くぎどめしておかなければならないというふうないろいろな配慮が、業界と政府の内部においてこれがとり進められておる。これがデマゴグであればそれに越したことはないものであるが、そういうふうな風説が伝わつておるということをおあなたは十分銘記して、この問題の処理にかかつていただきたいと思ひのであります。そこであなたの御答弁によりまして、これはかの地からバナナを輸入せしめるという段階ではないと言われしておりますけれども、しかしながら、私どもは中共貿易についてはいささか

検討を加えておりますが、なるほどこの輸入入超を解消するためには、いろいろな施策が講じられなければならぬではありましようが、しかし問題は、コム・リストの緩和というふうな問題とあわせて、なお向うがやはり建設資材以外のもの、あるいは軍需資材の性格を帯びないものなどの輸入もできることとの素地を、日本の側から、また進んでそういう態度をもつて臨んでいくという事は、商売が相対的なものであります立場において、これは必要欠くべからざる事柄であらうと思ひます。たとえば向うから塩か買わないう。米しか買わない、あるいは鉄鉱石、マンガシしか買わないというふうなことでは、なかなかその有無相通する貿易という間口が狭くて、そうして狭い範囲内においては輸出の量もなかなかふえていかないのです。そこで向うから気楽なバナナというふうなものを買つて、こちらからいろいろなサンドリイズを出していく。こういうことで、こういうふうな偏向してありますところのアンバランスも逐次調整ができていく。バナナを買つてくれ

たから、こっちもおもちゃを買おう、あるいはメリヤスを買おうというふうなことも私はなつていくと思ひます。もちろん台湾からそれを買うというわけじゃないけれども、台湾との協定によつて、その四百五十万ドルのベースが大体マキシマムであるならば、しいて台湾というものを対象にしないで、日本においては、供給し得るところの産地を他に求めて、そして一つは日本のバナナの値段を下げて、一つは日中貿易の増進の面に寄与する、こういう二つの効果をね

らつた施策が、今スタートを切つてもよい段階ではないかと私は思ひます。ところがこういう私の意見に対してあなたの答弁は、買えるものなら台湾から買った方がいいという話だけれども、これは何も台湾からばかり買わなくても、同一物品が同じような方向から買えて、しかもそれが日本の貿易の進展のために寄与するといふならば、バナナの問題については、何も台湾だけに固定した輸入計画を立てる必要は断じてないと思ひます。ただよそから輸入することによつてバナナの値段が暴落して、たゞいま冒頭に申しましたような、特定の業者たちが損をする、そのことがはなはだ困るということなら別なんだ。けれども私の主張は、日本のバナナの値段を下げて、子供たちを喜ばして、そして中共との貿易がその面においていささかでも前進することができるならば、これははなはだけつこうではないか、まあこう考へておるわけなんだが、この点はいかがでございましよう。通産委員会における速記録もいささか贅見をしてみたのだが、台湾の生産量も、大体現在の日本に對する輸出量というものが輸出限度力のほぼ限界であるようなことにもあたつたから述べられておつたと思ひますが、そうだとすれば、こんな広東バナナを対象としてこの対策を考へるというふうなことは、私はあえて奇想天外なことだとは考へない。いかがでありますしうか、重ねて御答弁願ひます。

○板垣政府委員 台湾の輸出余力が現在の四百五十万ドルくらいだということとはございせん。まだまだあと五割やそこらくらいは入れ得ると思ひます。ただ戦前ほどの数量にはならぬとい

う意味でございします。従つて中共のバナナを入れる問題につきましても、さしあたりの考へ方といたしましては、日本の台湾への貿易伸張の意味から申しまして、やはり台湾バナナの輸入ということをお先に考へてみたいといふふうに考へます。ただいま御提案の広東バナナを入れることによりまして、日中の貿易が非常に進展するといふようなことになりますれば、また並行いたしまして検討いたしたいといふふうに考へております。

○春日委員 台湾における生産量がな

お供給余力があるから、優先的に考へたいといふことは、一つのマンネリズムであります。私は、やはりそういうようなことではなく、新しい情勢の展開に應じて、すなわち今中共貿易、大陸貿易をとにかくふやしていかなければならぬ、わけてこの問題は、鳩山内閣の公約の白眉でもありました。従つて、そういうような方向へ公約を誠実に果していただくための努力を積み重ねていくという、そのことの一つに、こういう広東バナナの問題等も取り上げて、しかもバナナを安く、そうしてこういうような特殊物資でありとはいへ、やはり食生活をにぎわしていくというふうなことは、私はいい政治のあり方だと思ひます。申し上げると大へんくどくはなりましますけれども、私が今伺ひをいたしました範囲、御答弁を得ました限度内においては、よそからバナナを入れると、バナナが安くなつてしまつてそれで関係業者が大きな損失を生ずるようなことになると大へんなことなので、従つてこの問題については、今触れたくないというふうな御答弁でありました。従ひまして、この問

題は、大きな政治的な問題をも含んでおりますから、おそらく適当な場合にすぐアップルいたしまして、われわれの立場を明らかにしたいと存じます。私の質問はこれで終ります。

○藤枝委員 動議を提出いたします。ただいま議題となつております四法律案につきましましては、その質疑も大體尽されたと存じますので、この程度にて質疑を終了し、討論を省略して、ただちに採決されんことを望みます。

○松原委員 ただいまの藤枝君の動議に御賛議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松原委員 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

これにより採決に入ります。まず補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松原委員 起立多数。よつて本法律案は原案の通り可決いたしました。

次に、特定物資納付金処理特別会計法案、国有財産法の一部を改正する法律案及び国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案の三法律案を一括して採決いたします。お諮りいたします。これら三法律案を原案の通り可決するに御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松原委員 御異議なしと認めます。よつて三法律案は全会一致をもちていづれも原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につき

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○松原委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさように決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる二十七日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時十九分散會

〔参照〕

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

特定物資納付金処理特別会計法案

(内閣提出)に関する報告書

国際金融公社への加盟に伴う措置に
関する法律案(内閣提出)に関する報
告書

告書

国有財産法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)に関する報
告書

〔別冊附録に掲載〕

大藏委員會議錄第三号中正誤	頁段行	誤	正
三	表入	租稅特別措 置法	租稅特別措 置法等
二	表	830 835	835 830
二	表	六、門未満の場 合に於いては 一俵給ふに 倍	六、門未満の場 合に於いては 一俵給ふに 倍
大藏委員會議錄第十五号中正誤	頁段行	誤	正
三	表入	租稅特別措 置法	租稅特別措 置法等
二	表	830 835	835 830
二	表	六、門未満の場 合に於いては 一俵給ふに 倍	六、門未満の場 合に於いては 一俵給ふに 倍

昭和三十一年三月二十八日印刷

昭和三十一年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局